

入札に参加される業者の皆様へ

平成30年3月2日
上下水道局企業総務課

工事関連を除く業務委託契約及び印刷製本請負における最低制限価格設定額の改正について

本市では、工事関連を除く業務委託及び印刷製本請負に係る競争入札において最低制限価格制度を導入しておりますが、本市の業務委託の履行状況や国の基準の見直しなどを踏まえ、一層の業務品質の向上やより適正な賃金確保に向けて、最低制限価格の設定額を下記のとおり改正することといたしました。

つきましては、平成30年3月2日以降に公告又は指名通知をする競争入札案件（平成29年度予算執行分を除く）から適用いたしますので、ご了解のうえ入札に参加してください。

記

1. 最低制限価格設定額の改正

税抜き予定価格の75パーセント（1円未満の少数点以下は、切捨て。ただし、単価契約のものは、切捨ては行なわない。）

$$\text{最低制限価格} = \text{税抜き予定価格} \times \underline{\underline{0.75}}$$

これまでの「70%」を「75%」に改正しました。

2. 入札における注意事項

(1) 最低制限価格制度の対象

競争入札案件については、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の範囲内で入札しても最低制限価格に満たない価格で入札したものは、**失格**とする本制度を次の業種を対象に適用しております。

- ・50万円を超える業務委託（工事関連を除く）
- ・130万円を超える印刷製本請負

（注）一者随意契約、複数単価契約、委任契約（労働者派遣契約など）及びプロポーザル方式によるものは、最低制限価格制度の対象外となります。

(2) 最低制限価格の公表

最低制限価格は、事前及び事後ともに公表しません。

(3) その他

1回目の入札で予定価格の制限の範囲内にある価格の入札がなく再度入札を行なう場合において、1回目の入札で最低制限価格に満たない価格で入札し失格となったものは、再度入札に参加することはできません。